

正 誤 表

「コンパス衛生薬学」(改訂第3版 第1刷)

下記の箇所に誤りがございました。謹んでお詫びし訂正いたします。

あわせて、掲載情報について一部情報更新を行います(下表色つき行の項目)。

頁	該当箇所	誤	正
43	下から5, 4行目	SME	SEM
48	上から1行目	③関連性の特異性	③関連の特異性
	上から8行目	④関連性の一致性	④関連の一致性
	下から5行目	⑤関連性の整合性	⑤関連の整合性
59	表5・1 「サイトメガロウイルス感染症」の「主な垂直感染の経路」	経胎盤感染, 産道感染	経胎盤感染, 産道感染, 母乳感染
70	上から7~8行目	新型インフルエンザ等感染症は, 新型インフルエンザおよび再興型インフルエンザに分類される。	新型インフルエンザ等感染症は, 新型インフルエンザ, 再興型インフルエンザ, 新型コロナウイルス感染症および再興型コロナウイルス感染症に分類される。
71	上から12行目	2020年2月には新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が指定された。	2020年2月には新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が指定された*。 (注釈を追加) *2021年2月13日より, 新型コロナウイルス感染症は指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に分類された。
92	表6・1 「死因総数」の4位	肺血管疾患	脳血管疾患
106	図6・10	<p>(下図に差し替え) (右図の「日本・男性」の表示を訂正)</p> <p>図6・10 わが国における喫煙者率の推移と国際比較 [資料 厚生労働省: 国民健康・栄養調査, 国際比較はWHO調べ]</p>	
117	下から3, 2行目	ホモシスチン	ホモシステイン
119	上から12行目	奇形や重篤な後遺症を引き起こす重篤な母子感染症を <u>引き起こす可能性のある疾患</u> の総称を	奇形や後遺症を引き起こす重篤な母子感染症の総称を
	表7・2 「経産道感染」の「ウイルス」	AIDS, B型肝炎 など	AIDS, B型肝炎, サイトメガロウイルス感染症 など
135	図9・9	セリン (S, Ser)	セリン (S, Ser) $\begin{matrix} \text{H}_2\text{C}- \\ \\ \text{OH} \end{matrix}$
163	下から8行目	食品タンパク質の制限アミノ酸の量	食品タンパク質の <u>第一</u> 制限アミノ酸の量
164	表9・4 モモのアミノ酸価	68 (Lys)	68 (Leu)
165	上から17~18行目	$= \frac{\text{体内保留窒素量}}{\text{吸収窒素量}} \times \frac{\text{吸収窒素量}}{\text{摂取窒素量}}$ $= \frac{\text{体内保留窒素量}}{\text{摂取窒素量}} \times 100$	$= \frac{\text{体内保留窒素量}}{\text{吸収窒素量}} \times \frac{\text{吸収窒素量}}{\text{摂取窒素量}} \times 100$ $= \frac{\text{体内保留窒素量}}{\text{摂取窒素量}} \times 100$

頁	該当箇所	誤	正
	下から 12 行目	(非タンパクカロリー-窒素比)	(非タンパク質 <u>カ</u> カロリー-窒素比)
171	上から 15 行目	1 kcal	1 cal
192	*1 の上から 3~4 行目	アレルギー	ア <u>レ</u> ルギー
201	図 10・10	(下図に差し替え)	
204	表 10・5 下から 3 行目	補足	捕捉
216	上から 1 行目	ラジカル補足剤	ラジカル捕捉剤
217	*48 エリソルビン酸構造式		
237	上から 20 行目	(7 品目) 卵	(8 品目) 卵, <u>くるみ</u>
	上から 21 行目	(21 品目)	(20 品目)
	上から 22 行目	牛肉, <u>くるみ</u> , <u>ごま</u>	牛肉, <u>ごま</u>
	注釈*66 の最終行	7 品目.	8 品目.
	下から 7 行目	(8 作物)	(9 作物)
	下から 6 行目	パパイヤ	パパイヤ, <u>カラシナ</u>
327	図 12・11		
333	表 12・4 最上行	供与体 (補酵素)	供与体
333	下から 1 行目	補酵素として	供与体として
334	下から 1 行目		
336	上から 1 行目		
337	上から 3 行目, ポイント 上から 2,4,9 行目		
336	図 12・23		
353	上から 4 行目	赤血球プロトポルフィリン	コプロポルフィリン
	上から 10 行目	好塩基点赤血球数, 尿中コプロポルフィリンが曝露指標になる	好塩基点赤血球数が曝露指標になる
359	上から 6 行目	(化審法) に指定されていないが,	(化審法) に指定されており,
	上から 12 行目	アコニダーゼ	アコニターゼ
365	下から 6, 1 行目	覚 <u>せい</u> 剤取締法	覚 <u>醒</u> 剤取締法
366	表 12・16		
367	下から 11, 7 行目		
370	ポイント 上から 1,6 行目		
376	図の①		

頁	該当箇所	誤	正
390	表 13・3 「第一種特定化学物質」	⑭ 2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス (4-クロロフェニル) エタノール (別名ケルセンまたはジコホル) 【防ダニ剤】	⑭ 2,2,2-トリクロロ-1- (2-クロロフェニル) -1- (4-クロロフェニル) エタノールまたは 2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス (4-クロロフェニル) エタノール (別名ケルセンまたはジコホル) 【防ダニ剤】
			(⑬の下に追加) ⑳ ペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA) またはその塩
398	上から 1 行目	p-ノニフェノール	p-ノニルフェノール
425	NOTE 下から 4, 1 行目	荷重係数	加重係数
438	下から 2 行目	また, UVB よりも深部にまで到達するため, 水晶体内に水不溶性タンパク質の増加を引き起こし, 混濁を生じさせる (白内障).	(割愛いたします)
439	～上から 1 行目		
458	表 16・5 「製造・使用・輸出入を禁止する措置を取るべき物質」		(物質名に以下を追加) 2,2,2-トリクロロ-1- (2-クロロフェニル) -1- (4-クロロフェニル) エタノールまたは 2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス (4-クロロフェニル) エタノール (別名ケルセンまたはジコホル), ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) またはその塩
461	下から 13 行目	2014 年度以前	2013 年度以前
463	コラム タイトル, 上から 1 行目	前面解決	全面解決
466	下から 8・7 行目	大気汚染に係る環境基準	大気汚染に関する環境基準
469	上から 17 行目	東京, 神奈川, 大阪, 兵庫の 6 都府県	東京, 神奈川, 大阪, 兵庫, 愛知, 三重の 8 都府県
471	表 17・7 最上行	注意換気	注意喚起
473	表 17・10 トリクロロエチレン	(土壌溶出基準) 0.03 以下	(土壌溶出基準) 0.01 以下
	表 17・10 カドミウムおよびその化合物	(土壌溶出基準) 0.01 以下 (土壌含有基準値) 150 以下 (地下水基準) 0.01 以下	(土壌溶出基準) 0.003 以下 (土壌含有基準値) 45 以下 (地下水基準) 0.003 以下
475	NOTE タイトル	水道普及直率	水道普及率
481	下から 1 行目	第 16 条において,	第 17 条において,
486	表 18・7 8 六価クロム化合物の基準値	六価クロムの量に関して, 0.05 mg/L 以下	六価クロムの量に関して, 0.02 mg/L 以下
488	コラム 上から 1 行目	存在するならば	存在するのは
490	表 18・8	2015 年 4 月 1 日施行 (最下行に以下を追加)	2020 年 4 月 1 日施行
		27 ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	2 物質の量の和として
499	表 18・11 六価クロムの基準値	0.05 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
535	上から 13 行目	(アルコールまたは水銀柱)	または二重管温度計
536	NOTE 温度の単位 下から 2 行目	273.16 K	273.16 K (0.01°C)
540	上から 11 行目	ヒョウダニ	ヒョウヒダニ (チリダニ)
542	上から 10 行目	被蓋	被害
554	図 21・6 【STEP 1】の③	病理微生物	病原微生物
567	C 第 II 相反応	補酵素	供与体
568			

頁	該当箇所	誤	正		
596	図項の表	大腸菌群数	大腸菌数		
606	表 1	大腸菌群数	大腸菌数		
	表 2 (1) 河川 ア	上から 2 行目	大腸菌群数	大腸菌数	
		大腸 菌数	類型AA	50 MPN/100 mL以下	20 CFU/100 mL以下
			類型 A	1 000 MPN/100 mL以下	300 CFU/100 mL以下
	類型 B	5 000 MPN/100 mL以下	1 000 CFU/100 mL以下		
表注		(以下を追加) CFU : colony forming unit (コロニー形成単位)			
607	表 2 (2) 湖沼 ア	上から 2 行目	大腸菌群数	大腸菌数	
		大腸 菌数	類型AA	50 MPN/100 mL以下	20 CFU/100 mL以下
	類型 A		1 000 MPN/100 mL以下	300 CFU/100 mL以下	
608	表 2 (3) 海域 ア	上から 2 行目	大腸菌群数	大腸菌数	
		大腸 菌数	類型AA	1 000 MPN/100 mL以下	300 CFU/100 mL以下
	備考		水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利 水点については、大腸菌群数70MPN/100 mL 以下とする。	自然環境保全を利用目的としている地点に ついては、大腸菌数20 CFU/100 mL以下とす る。	
610	表 3 カドミウム	0.01 mg以下	0.003 mg以下		
	表 3 トリクロロエチレン	0.03 mg以下	0.01 mg以下		
626	右段上から 3 行目	レジオネラ症 440	レジオネラ症 540		
613	12章⑫①	覚せい剤取締法	覚醒剤取締法		

2023年9月
株式会社 南江堂